

『訪問看護師のための診療報酬&介護報酬のしくみと基本 2024（令和6）年度改定対応版一図解でスイスイわかる』第5版第1刷 お詫びと訂正

弊社書籍『訪問看護師のための診療報酬&介護報酬のしくみと基本 2024（令和6）年度改定対応版一図解でスイスイわかる』第5版第1刷（2024年8月10日発行）に、誤りがございました。

謹んでお詫びし、訂正いたします。

■p. 105 「表 訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の加算中、難病等複数回訪問加算の欄。

【誤】 □ 1日に3回の場合

【正】 □ 1日に3回以上の場合

■p. 107 一番上の図解、難病等複数回訪問加算の左側の吹き出し。

【誤】 1日に1～2回

【正】 1日に2回

■p. 107 一番下の図解、複数名訪問看護加算 イとロの対象部分の⑤と⑥を削除。

【誤】 イ 対象 ①②③④⑤⑥

【正】 イ 対象 ①②③④

【誤】 ロ 対象 ①②③④⑤⑥

【正】 ロ 対象 ①②③④

■p. 108 本文 上から15行目の最後に下記を追加。

⑤利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる者
(その他職員に限る)

■p. 108 本文 上から16行目の最後に下記を追加。

⑥その他利用者の状況等から判断して、①から⑥のいずれかに準ずると認められる者
(その他職員に限る)

■p. 109 「表 複数名訪問看護加算（1人以上の看護職員と同行）」 イとロの算定対象の欄の、⑤と⑥を削除。

【誤】 イ 算定対象 ①②③④⑤⑥

【正】 イ 算定対象 ①②③④

【誤】 ロ 算定対象 ①②③④⑤⑥

【正】 ロ 算定対象 ①②③④

■p. 125 本文 下から2行目。

【誤】 ・特別の関係にある医療機関または介護老人保健施設もしくは介護医療院からの退院、退所時にも算定可能

【正】 ・特別の関係にある保険医療機関からの退院にも算定可能

■p. 125 退院支援指導加算の図解、右下の囲み。

【誤】 ＊特別の関係にある保険医療機関または介護老人保健施設もしくは介護医療院からの退院の場合も可能

【正】 ＊特別の関係にある保険医療機関からの退院の場合も可能

■p. 138 本文 上から5行目。

「、訪問看護基本療養費の対象となる最終訪問日（死亡時刻前の当日訪問も含む）」を削除。

■p. 138 本文 上から24行目 留意点の一番最後に、下記を追加。

「・指定訪問看護が最後に行われた日の属する月と死亡月が異なる場合、死亡月に訪問看護ターミナルケア療養費を算定して差し支えない」

■p. 176 「表 疾病等について該当するコード」に誤りがありました。

p. 176 は、正誤表の3ページ目を印刷して差し替えてご利用ください。

心身の状態の記載方法とコード

「心身の状態」にある「基準告示2の1に規定する疾病等の有無1、2」に○がいたら「GAFコード」と「該当する疾病等」にコード番号を記載する。


基準告示第2の1に規定する疾病等の有無	1	別表7	2	別表8	3	無
GAF (コード)	判定した年月日: 年 月 日					
該当する疾病等 (全て記載)						

表 疾病等について該当するコード

コード	疾病、病状等
01	末期の悪性腫瘍
02	多発性硬化症
03	重症筋無力症
04	スモン
05	筋萎縮性側索硬化症
06	脊髄小脳変性症
07	ハンチントン病
08	進行性筋ジストロフィー症
09	別表7 パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 [ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII度またはIII度のものに限定])
10	多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
11	プリオン病
12	亜急性硬化性全脳炎
13	ライソゾーム病
14	副腎白質ジストロフィー
15	脊髄性筋萎縮症
16	球脊髄性筋萎縮症
17	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
18	後天性免疫不全症候群
19	頭髄損傷
20	人工呼吸器を使用している状態の者
41	在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
42	在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者
43	在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
44	在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
45	気管カニューレを使用している状態にある者
46	留置カテーテルを使用している状態にある者
47	在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
48	在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
49	在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者
50	在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
51	在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
52	在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
53	在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
54	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
55	在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
56	在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
57	人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある者
58	真皮を越える褥瘡の状態にある者
59	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
91	他 超重症児
92	準超重症児

表 GAF尺度

コード	GAF尺度により判定した値
01	GAF尺度 100 - 91
02	GAF尺度 90 - 81
03	GAF尺度 80 - 71
04	GAF尺度 70 - 61
05	GAF尺度 60 - 51
06	GAF尺度 50 - 41
07	GAF尺度 40 - 31
08	GAF尺度 30 - 21
09	GAF尺度 20 - 11
10	GAF尺度 10 - 1
11	GAF尺度 0
20	家族への訪問看護でGAF尺度による判定が行えなかった (該当月の本人訪問無)

・令和6年度改定より、GAFコードの記載が必要となった 

*令和6年6月から傷病名とコード入力が必要になりますが、主治医の指示書記入がない場合、使用している訪問看護ソフトの病名コード (3,000以上) から選ぶこととなります。